

マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について

～資格情報のお知らせ及び加入者情報 (マイナンバー下4桁)の送付について～

※現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。

今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。



使ってみよう！
マイナ保険証



全国健康保険協会 福島支部
協会けんぽ

マイナ保険証での受診が始まっています

令和6年（2024年）12月2日に健康保険証の新規発行を終了し、
マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！
マイナ保険証で受診するメリットは大きく**2点**です。

※マイナ保険証とは…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

発行済みの健康保険証の取り扱い

従来の健康保険証の新規発行は令和6年（2024年）12月2日に廃止されますが、
現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年
（2025年）12月1日まで使用できます。



※令和7年（2025年）12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納してください。

令和7年（2025年）12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方へ、資格確認書を交付します。

保険者から交付される資格確認書を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

- 資格確認書は、令和6年（2024年）12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

(※) 新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

- 令和7年（2025年）12月2日以降、保険者が必要と判断した場合（※）に資格確認書を発行します。

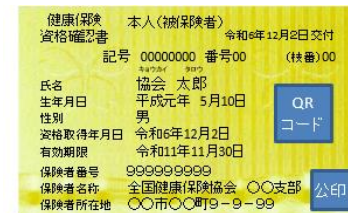
(※) マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

※資格確認書の有効期限は、4～5年です。

発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期により有効期限は4～5年になります。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。

有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

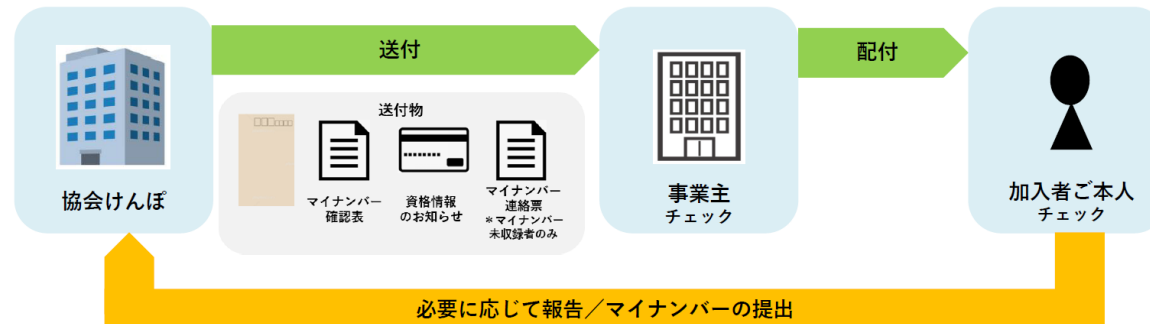


資格確認書
イメージ

既加入者に対する資格情報のお知らせの送付

国の方針に基づき、**本年9月※**に記号・番号を含む**被保険者資格等の基本情報が記載された「資格情報のお知らせ」を送付**いたします。

送 付 対 象 者	加入者全員 ※健康保険法第3条第2項に規定される日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く
送 付 時 期	1回目 令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月） 2回目 令和7年1月22日（水）～令和7年2月3日（月） ＊ 1回目の対象者データ抽出日から令和6年11月29日（金）までに新規資格取得した対象者（データ抽出時点の現存者。事業所の管轄外所在地変更により事業所記号が変わった場合も含む。）
送 付 方 法	被保険者／被扶養者：個人別に封入 ➤ 事業主経由での送付 ＊ 特定記録郵便。封筒または箱に梱包し送付します。



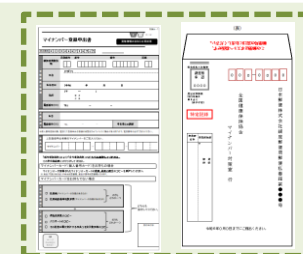
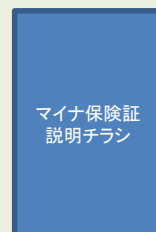
【封入封緘、発送イメージ図（事業所宛）】

被保険者、被扶養者個人ごとに作成及び封入・封緘

被保険者A



被扶養者A-1



※マイナンバーの紐づけができていない方のみ同封。

被保険者B



被扶養者B-1



被扶養者B-2



被保険者C



被扶養者C-1



被扶養者C-2



被扶養者C-3



【封筒】



【箱】

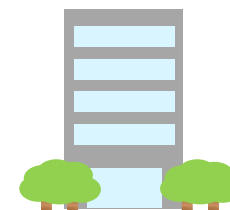


または

- 予定サイズ（最大）
高さ49cm、幅32cm、マチ12cm
- 封入されている通数
約150人分（最大）

- 予定サイズ（最大）
長さ36cm、幅25cm、深さ12cm
- 梱包されている通数
約150人分（最大）

事業所



【送付物イメージ】

送付物イメージ

(記号) 12345678 (番号) 1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 太郎 様

お問い合わせ番号
00-00000000-00000000-00
〒123-4567
東京都〇〇区〇〇町 1-2-3
全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年〇月〇日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234678	番号	1234567	(枝番) 00
氏名	協会 太郎			
フリガナ	キョウカイ タロウ			
生年月日	平成元年 10 月 1 月			
負担割合	3 割（令和6年〇月〇日時点）			
資格取得年月日	令和2年1月1日			
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部			

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです（12桁のうち下4桁のみ表示）。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

***** 6825

1

資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 枝番 00
フリガナ キョウカイ タロウ
氏名 協会 太郎
生年月日 平成元年 10 月 1 日
資格取得年月日 令和2年1月1日
保険者番号 12345678
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

2

左を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)



1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

2 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請に！

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

- オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

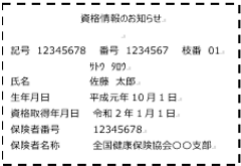
※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

マイナンバーの紐づけができていない方への送付物には、「マイナンバー登録申出書」と返信用封筒が同封されます。

※マイナンバーの紐づけができていない方については、マイナンバーの下4桁は記載がありません。
マイナンバーの提出をお願いするため、申出書を同封します。



マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ 保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格 確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に自動的に発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示 (有効期限は4～5年)
③	資格情報の お知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付(申請不要) (マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ・既加入者には本年9月に送付予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)

●マイナ保険証に関する問い合わせ先

(国) マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することや
その他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

0120-95-0178

マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルをお願いします。



(協会けんぽ) マイナンバーコールセンター

- ・協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。

マイナ保険証、オンライン資格確認 / 資格情報のお知らせ / 資格確認書 等

これらに関するお問い合わせは、9月1日以降、協会けんぽ各支部ではなく、マイナンバーコールセンターでお受けいたします。
コールセンターの電話番号は8月請求分の納入告知書に同封するチラシでお知らせします。

・ 設置期間：令和6年9月1日から令和8年2月28日（予定）

- (※) 上記のコールセンターでは、外国語対応が可能です。
加入者等、オペレーター、通訳の三者通話となります。

対応言語・・・英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、
ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、
ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、
シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

